

平成30年教育委員会臨時会議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成30年5月24日（金）
開会：午後1時00分 閉会：午後1時30分
- 2 開催場所 教育委員会室2
- 3 会議次第
 - 議案第42号 大津市教育委員会所属職員の任免に関する臨時代理について
 - 議案第43号 教育長の職務代理の終了に関する告示に係る臨時代理について
 - 議案第44号 大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第45号 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
 - 議案第46号 大津市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第47号 大津市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第48号 平成28年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正について
- 4 出席委員等
舩見教育長、日渡委員、前田委員、壽委員、八田委員
- 5 事務局出席者
丹羽教育次長、西村政策監、木澤教育監、飯田教育総務課長、西本同課主事、押栗生涯学習課長
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が臨時会の開会を宣言

○議案第42号 大津市教育委員会所属職員の任免に関する臨時代理について

【説明】

○飯田教育総務課長 議案第42号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号に基づき、教育委員会の所属職員の任免を行うことに係る教育長職務代理者による臨時代理の承認を求めるものである。

人事異動の内容は資料のとおり、教育次長と教育監を任免するものである。

【質疑】 なし

【採決】 承認

○議案第43号 教育長の職務代理の終了に関する告示に係る臨時代理について

【説明】

○飯田教育総務課長 議案第43号教育長の職務代理の終了に関する告示に係る臨時代理については、5月16日の舩見教育長の就任に伴い、5月15日付けで日渡教育長職務代理者による教育長の職務の代理が終了したことを告示するものであり、教育長が臨時に代理したことから、その承認を求めるものである。

【質疑】 なし

【採決】 承認

○議案第44号 大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

○議案第45号 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

○議案第46号 大津市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則の制定について

○議案第47号 大津市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【説明】

○飯田教育総務課長 文部科学省の事務連絡において、「教育委員会から教育長に委任された事務に関する処分についての審査請求は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員会による教育長への指揮監督権は規定されていないため、教育委員会は教育長の上級行政庁に該当せず、行政不服審査法第4条第1号の規定により、教育長が審査請求をすべき行政庁となる」という判断が示されたことを踏まえ、関連する規則等において、必要な改正を行うものである。

議案第44号、大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の改正については、第2条各号に規定する教育長に委任できない事務について、教育長に委任していない事務に関する処分に係る審査請求については、教育委員会がその審査庁となることを規定上明確化すべく、審査請求の前に「教育委員会に対する」という文言を加えるものである。これにより、教育長に委任された事務についての審査請求は教育長に、委任していない事務に関しては教育委員会に審査請求することとなる。これに伴い、同条第4号においては、大津市情報公開・個人情報保護審査会への諮問は教育長に委任された事務の範囲で教育長が行うことから、

この文言を削る。また、同号における大津市行政不服審査会への諮問については、行政不服審査法43条1項の規定により、教育委員会は地方公共団体の長ではないため、そもそも審査請求に係る裁決にあたり大津市行政不服審査委員会への諮問を要しないことから、今回見直し削除を行うものである。

議案第45号、大津市教育委員会事務決裁規程の改正については、「1事務の執行」の「1教育委員会の議決を要する事項」においては先述と同様の理由により、(8)で「教育委員会に対する」を加え、(9)で大津市行政不服審査委員会及び大津市情報公開・個人情報保護審査会を削るものである。また、教育長に委任された事務に対する審査請求等に係る処理は、教育長が審査庁として行うことから、「1事務の執行」の「10法的紛争に関する処理」の(3)において、教育長に対する審査請求に係る事務として、裁決及び行政不服審査法第9条等に規定されている審理員による審理に係る事務について、必要な決裁区分を追加するもので、決裁区分は市長部局における決裁規程に合わせている。「3文書の管理等」においては、市長部局における表現に合わせ、請求に係る不作為についての規定を追加するものである。また、個別権限の表においては、学校教育課が行う事務につき、就園に関する事務は市長部局にて補助執行しているものであるが、規則上残ってしまっていたため、削除するものである。

議案第46号、大津市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関する教育委員会規則の改正については、現状変更行為不許可決定通知書の教示において、審査請求先を教育委員会としていたものを、教育長に変更するものである。

議案第47号、大津市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則の改正については、学校施設の使用を許可しない場合における教示において、教育委員会に審査請求するものとなっていたが、地方自治法第238条の7において「普通地方公共団体の長以外の機関がした行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする」とあり、本来大津市長に対して審査請求がなされるべきところ、平成28年4月の改正時に教育委員会へ改正してしまっていたため、今回適正な規定に戻すものである。

【質 疑】

○日渡委員 国の通知について、県から周知文書が来たのはいつか。

○西本教育総務課主事 県から通知が来たものではない。本件は、内閣府地方分権改革推進室から、各地方公共団体地方分権改革担当課から「地方からの提案に対する関係府省による措置結果について」という事務連絡が4月20日にあり、それを本市の総務部行政改革推進課が受け取り、情報共有がされたものである。

○日渡委員 本件国からの通知は、都道府県と政令市にしかされていないものであり、それ以外の市については、県が迅速に通知する責任があるのに、それを怠っているのではないか。このような基本的な事項については、市町村が適時適切に対応する必要があるため、県は速やかに共有をしなければならない。機会があれば県に一言伝えてもよいのではないか。

【採 決】 可決

○議案第48号 平成28年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正について

【説 明】

○押栗生涯学習課長 議案48号については、公職選挙法施行令第119条第2項及び第121条の規定により、個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額を定めることとなっており、平成28年教育委員会告示第8号において、全ての公民館の施設設備等を公表しているが、平成29年11月に大石公民館が移転、新築したことに伴い、所要の改正を行うものである。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

閉会 教育長が臨時会の閉会を宣言